

○佐賀市自治会等振興助成に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市自治会等振興助成に関する条例（平成17年佐賀市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自治会等の届出)

第2条 条例第3条の規定による自治会等の届出は、自治会等届出書（様式第1号）により行うものとする。

(申請書の提出)

第3条 条例第4条の規定による申請は、次の各号に定める補助に応じ、当該各号に定める様式により、毎年4月1日から6月15日まで（第4号に定める補助については、毎年4月1日から翌年の2月末日まで）の間に行わなければならない。

(1) 自治会振興補助（自治会運営費補助・自治会長活動費補助） 自治会振興補助金交付申請書（様式第2号）

(2) 自治会長会振興補助 自治会長会振興補助金交付申請書（様式第3号）

(3) 自治会協議会振興補助 自治会協議会振興補助金交付申請書（様式第4号）

(4) 自治会掲示板整備補助 自治会掲示板整備補助金交付申請書（様式第5号）

2 6月16日から12月28日までに新設された自治会（分離による自治会を除く。）の前項第1号に係る申請については、前項に定める申請期間にかかわらず、速やかに市長に申請しなければならない。

3 自治会長会は、前項の規定により自治会長会の構成員が増加した場合は、第1項に定める申請期間にかかわらず、自治会長会振興補助金交付変更申請書（様式第6号）により、速やかに市長に変更の申請をしなければならない。

(平19規則17・平21規則21・令2規則8・一部改正)

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。前条第3項の申請に係る補助金の交付を決定したときも同様とする。

(平19規則17・平21規則21・令2規則8・一部改正)

(補助金の額)

第5条 自治会等に交付する補助金の額は、それぞれ別表第1から別表第4までのおりとする。

2 前項に規定する補助金の額の算定基礎となる世帯数は、自治会長会が各種負担金の算出基礎として使用する世帯数で毎年4月1日現在のものとする。ただし、4月2日から6月15日までに新設された自治会（分離による自治会を含む。）及び6月16日から12月28日までに新設された自治会（分離による自治会を除く。）の当該新設された年度に係る世帯数は、設立の日現在のものとする。

（平19規則17・平21規則21・一部改正）

（届出事項）

第6条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 自治会等の名称
- （2） 代表者名
- （3） 規約
- （4） 自治会の区域

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、旧諸富町、旧大和町、旧富士町及び旧三瀬村の区域については、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市自治会等振興助成に関する条例施行規則（昭和51年佐賀市規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置）

3 川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成21年3月31日までの間、この規則の規定は、編入前の川副町、東与賀町及び久保田町の区域には適用しない。

（平19規則59・追加）

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第59号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第19号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和6年3月26日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による帳票等は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

（平19規則17・令2規則8・一部改正）

自治会振興補助

（1）自治会運営費補助

世帯数	補助金の額
25世帯以下	22,000円
26世帯以上50世帯以下	27,000円
51世帯以上100世帯以下	37,000円
101世帯以上150世帯以下	50,000円
151世帯以上200世帯以下	62,000円
201世帯以上250世帯以下	74,000円
251世帯以上300世帯以下	87,000円

301世帯以上350世帯以下	100,000円
351世帯以上400世帯以下	112,000円
401世帯以上450世帯以下	125,000円
451世帯以上500世帯以下	137,000円
501世帯以上550世帯以下	150,000円
551世帯以上600世帯以下	162,000円
601世帯以上650世帯以下	175,000円
651世帯以上700世帯以下	187,000円
701世帯以上750世帯以下	200,000円
751世帯以上800世帯以下	212,000円
801世帯以上850世帯以下	225,000円
851世帯以上900世帯以下	237,000円
901世帯以上950世帯以下	250,000円
951世帯以上1000世帯以下	262,000円
1001世帯以上	275,000円

(2) 自治会長活動費補助

世帯数	補助金の額
50世帯以下	65,000円
51世帯以上100世帯以下	68,000円
101世帯以上200世帯以下	73,000円
201世帯以上300世帯以下	78,000円
301世帯以上400世帯以下	83,000円
401世帯以上500世帯以下	88,000円
501世帯以上600世帯以下	93,000円
601世帯以上700世帯以下	98,000円
701世帯以上800世帯以下	103,000円
801世帯以上900世帯以下	108,000円
901世帯以上1000世帯以下	113,000円
1001世帯以上	118,000円

別表第2 (第5条関係)

(平19規則17・平21規則21・一部改正)

自治会長会振興補助

補助の対象	補助金の額
運営費	1自治会当たり 42,700円
事務費	40,000円

別表第3 (第5条関係)

(平20規則10・全改、令6規則17・一部改正)

自治会協議会振興補助

補助の対象	補助金の額
運営費	1自治会長会当たり 106,000円
研修費	〃 55,000円
事務費	一般事務費 〃 16,000円
	事務局費 2,500,000円以下

別表第4 (第5条関係)

(平21規則21・追加)

自治会掲示板整備補助

補助の対象	補助金の額
自治会 (この補助金の交付を受けた自治会 掲示板を設置し、又は設置していた場所を 含む自治会を除く。)の区域内に、自治会 が管理する広報用掲示板(1箇所に限る。 を新設し、又は改設するために要する経費。 ただし、土地の取得に要する経費を除く。	自治会掲示板の購入及び設置並びにこれら に伴う既設の自治会掲示板の撤去に要する 経費の合計額の2分の1に相当する額(そ の額に100円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)。ただし、10 0,000円を限度とする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)佐賀市長

申請者 自治会長の住所(所在地)

自治会の名称

自治会長の氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、  
記名押印してください。

### 自治会等届出書

佐賀市自治会等振興助成に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

#### 1 自治会の名称等

自治会等の名称	世帯数	世帯
	構成員数	人
事務所の所在地		
ふりがな		
代表者		
住所		
電話		

#### 2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 区域図

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 自治会長の住所（所在地）

自治会の名称

自治会長の氏名

（※）

（※）本人（代表者）が自署しない場合は、  
記名押印してください。

自治会振興補助金交付申請書（自治会運営費補助・自治会長活動費補助）

年度自治会振興補助金の交付を受けたいので、佐賀市自治会等振興助成に関する条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

1 自治会長の氏名等

ふりがな	
自治会長の氏名	
電話番号	

2 世帯等の数

世帯数	世帯（配布物の必要部数 部）
班数	班（回覧物の必要部数 部）

3 補助金交付申請額

補助名称	金額
(1) 自治会運営費補助	円
(2) 自治会長活動費補助	円
合計	円

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

申請者 自治会長会会長の住所(所在地)

自治会長会の名称

自治会長会会長の氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、  
記名押印してください。

自治会長会振興補助金交付申請書

年度自治会長会振興補助金の交付を受けたいので、佐賀市自治会等振興  
助成に関する条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

1 補助金交付申請額

補助金の対象	金 額		
	構成員 (A) 人	1人当たり (B) 円	(A) × (B) 円
運 営 費			円
事 務 費			円
合 計			円

2 内訳

	構成員が属する自治会の 名称
5	
10	
15	
20	
25	
30	

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)佐賀市長

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、  
記名押印してください。

自治会協議会振興補助金交付申請書

年度自治会協議会振興補助金の交付を受けたいので、佐賀市自治会等振興  
助成に関する条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

1 名称等

名 称	
代 表 者	

2 補助金交付申請額

補助金の対象	金 額
運 営 費	円
事 務 費	円
研 修 費	円
合 計	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 前年度の決算書
- (3) 当該年度の予算書

4 自治会協議会役員名

	役職名	校区名	氏名	住所
5				
10				
15				
20				
25				
30				
35				
40				

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)佐賀市長

申請者 自治会長の住所(所在地)

自治会の名称

自治会長の氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、  
記名押印してください。

自治会掲示板整備補助金交付申請書

佐賀市自治会等振興助成に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の区分

自治会掲示板(新設 ・ 改設)

2 補助事業の経費所要額

円

3 補助金交付申請額

円

4 補助事業完了予定年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 工事見積書
- (2) 現場写真
- (3) 掲示板設置箇所付近の略図及び掲示板の配置図

様式第6号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

申請者 自治会長会会長の住所(所在地)

自治会長会の名称

自治会長会会長の氏名

(※)

(※) 本人(代表者)が自署しない場合は、  
記名押印してください。

自治会長会振興補助金交付変更申請書

年度自治会長会振興補助金に変更があったので、佐賀市自治会等振興  
助成に関する条例施行規則第3条第3項の規定により変更申請します。

1 補助金交付申請額

補助金の対象	金 額	
運 営 費	交付申請総額(ア)	人(構成員数)× 円/人 円
	交付申請済額(イ)	人(構成員数)× 円/人 円
今回交付申請額 (ア)-(イ)	人(構成員数)× 円/人 円	

2 内訳

	構成員が属する自治会の 名 称
5	
10	
15	
20	
25	
30	

様式第7号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

佐賀市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市自治会等振興補助金について、  
次のとおり交付を決定したので通知します。

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平 2 1 規則 2 1 ・ 令 2 規則 8 ・ 令 4 規則 1 9 ・ 令 6 規則 1 7 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(令 2 規則 8 ・ 全改、令 4 規則 1 9 ・ 令 6 規則 1 7 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(令 2 規則 8 ・ 全改、令 4 規則 1 9 ・ 令 6 規則 1 7 ・ 一部改正)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

(平 2 1 規則 2 1 ・ 一部改正、令 2 規則 8 ・ 旧様式第 5 号繰上、令 4 規則 1 9 ・ 一部改正)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

(平 2 1 規則 2 1 ・ 追加、令 2 規則 8 ・ 旧様式第 6 号繰上 ・ 一部改正、令 4 規則 1 9 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 3 条関係)

(令 2 規則 8 ・ 追加、令 4 規則 1 9 ・ 令 6 規則 1 7 ・ 一部改正)

様式第 7 号 (第 4 条関係)

(平 1 9 規則 1 7 ・ 旧様式第 8 号繰上、平 2 1 規則 2 1 ・ 旧様式第 7 号繰下、令 2 規則 8 ・ 旧様式第 8 号繰上)